

人委給第103号

令和4年10月13日

千葉県議会議長 佐野 彰 様

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県人事委員会

委員長 諸岡 靖彦

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条及び第26条の規定により、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告するとともに、公務運営について別紙第3のとおり報告します。

(目 次)

別紙第1 職員の給与に関する報告

1 給与勧告の基本的考え方	3
2 職員の給与	4
3 民間給与の調査	4
4 職員の給与と民間給与との比較	5
(1) 民間給与との較差	
(2) 特別給	
5 職員の給与と国家公務員給与との比較	5
6 物価及び生計費	5
(1) 物価指数	
(2) 標準生計費	
7 人事院の報告及び勧告の概要	6
8 本年の給与改定	6
(1) 改定についての考え方	
(2) 改定すべき事項	
9 テレワークに関する給与面での対応	8
10 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備	8
11 給与改定実施の要請	9

別紙第2 勧告	11
---------	----

別紙第3 公務運営に関する報告

1 多様で有為な人材の確保	49
2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理	50
(1) 人材の育成	
(2) 能力・実績に基づく人事管理	
3 勤務環境の整備	52
(1) 総実勤務時間の短縮	
(2) 職員の健康管理	
(3) 誰もが働きやすい勤務環境の実現	
(4) ハラスメント防止対策の推進	
4 高齢層職員の能力及び経験の活用	57
5 コンプライアンスの徹底	57